

(4) 事件別概要

昭和45年（不）第9～11号併合事件

S 45. 11. 4 受付

R 4. 3. 15 終結

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M
高知県立B高等学校 調理員N
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

令和4年1月7日、当委員会は、昭和45年（不）第10号事件の申立人に対し、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を書面で通知し、同月11日、同書面は申立人に送達されたが、同月25日までに申立人から回答はなかった。

このため、同事件について同年2月17日の第534回公益委員会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同月19日に申立人に、同月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同日付けで終結となった。

また、昭和45年（不）第9号事件の申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

昭和45年（不）第11号事件の申立人も、平成30年1月4日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、これらの事件について令和4年2月17日の上記公益委員会議において併せて合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

決定書の内容は、次のとおりである。

なお、昭和45年（不）第9号事件の申立人は昭和46年（不）第1号事件及び昭和51年（不）第1号事件の、昭和45年（不）第10号事件の申立人は昭和51年（不）第9号事件の、昭和45年（不）第11号事件の申立人は昭和51年（不）第2号事件の救済申立ても行っているため、それぞれこれらの事件と併せて却下決定を行っている。

決 定 書

(昭和45年(不)第9号、昭和46年(不)第1号及び昭和51年(不)第1号事件)

申立人(承継人) X

被 申 立 人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第9号、高労委昭和46年(不)第1号及び高労委昭和51年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和45年11月4日、昭和46年1月21日及び昭和51年2月25日にそれぞれ、申立人X1は、本件救済申立てを行ったが、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人(承継人)Xは、本件救済申立ての承継の申出を行った。
申立人(承継人)Xは、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。
したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書

(昭和45年(不)第10号及び昭和51年(不)第9号事件)

申立人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第10号及び高労委昭和51年(不)第9号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要

被申立人Yは、申立人X(以下「申立人」という。)が昭和44年7月10日及び昭和49年4月11日にX1組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかったとして、申立人に対し、それぞれ昭和44年11月5日に減給1/10 1か月の懲戒処分を、昭和50年2月27日に戒告の懲戒処分を行った。

申立人は、申立人が加入するX2組合の上部組織であるX3組合及びX1組合の正当な組合活動に参加したものであって、これらの処分は、正当な組合活動をしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであり、労働組合法第7条第1号に規定する不当労働行為に当たるとして、それぞれ昭和45年11月4日及び昭和51年2月25日に本件救済申立てを行った。

第2 当委員会における審査の経緯

高労委昭和45年(不)第10号不当労働行為救済申立事件については昭和45年11月12日に、高労委昭和51年(不)第9号不当労働行為救済申立事件については昭和51年2月27日に、それぞれ調査を開始して以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査が開始されないままであった。

令和4年1月7日、当委員会は、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を申立人に書面で通知し、同月11日、同書面は申立人に送達されたが、同月25日までに申立人から回答はなかった。

第3 当委員会の判断及び法令上の根拠

以上の審査の経緯を踏まえると、申立人は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書

(昭和45年(不)第11号及び昭和51年(不)第2号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年(不)第11号及び高労委昭和51年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和45年11月4日及び昭和51年2月25日にそれぞれ、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成30年1月4日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

昭和46年（不）第1号事件

S 46. 1. 21受付

R 4. 3. 15終結

申立人 (個人申立)
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、令和4年2月17日の第534回公益委員会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

なお、申立人は、昭和45年（不）第9号事件及び昭和51年（不）第1号事件の救済

申立でも行っているため、これらの事件と併せて却下決定を發したので、決定書の内容は昭和45年（不）第9～11号併合事件を参照のこと。

昭和51年（不）第1～10号併合事件

S 51. 2. 25受付

R 4. 3. 15終結

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分 of 取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX₁組合の上部組織であるX₂組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま係属していた。

改めて申立人に審査継続の意思を確認したところ、昭和51年（不）第3号事件は令和3年10月15日に、昭和51年（不）第4号事件は同年9月16日に、昭和51年（不）第5号事件は同月22日に、昭和51年（不）第6号事件は同年12月7日にそれぞれ取下書の提出があった

また、令和4年1月7日、当委員会は、昭和51年（不）第9号事件及び昭和51年（不）第10号事件の申立人に対し、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を書面で通知した。同書面は、同月9日、昭和51年（不）第10号事件の申立人に、同月11日、昭和51年（不）第9号事件の申立人にそれぞれ送達されたが、同月25日までにいずれの申立人からも回答はなかった。

このため、これらの事件について同年2月17日の第534回公益委員会議において合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同月19日に昭和51年（不）第9号事件の申立人に、同月21日に昭和51年（不）第9号事件の申立人及び被申立人にそれぞれ送達され、同日付けで終結となった。

また、昭和51年（不）第1号事件の申立人は、昭和53年3月20日に死亡し、同年5月20日に申立人（承継人）が承継の申出を行ったが、申立人（承継人）は、平成28年6月11日に死亡し、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

昭和51年（不）第2号事件、昭和51年（不）第7号事件及び昭和51年（不）第8号事件の申立人も、それぞれ平成30年1月4日、平成14年9月18日及び平成20年5月22日に死亡し、各人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、いずれも本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

このため、これらの事件について令和4年2月17日の上記公益委員会議において併せて合議し、同日付けで却下決定を發した。決定書は同年3月15日に申立人に、同年2月21日に被申立人にそれぞれ送達され、同年3月15日付けで終結となった。

決定書の内容は、次のとおりである。

なお、昭和51年（不）第1号事件の申立人は昭和45年（不）第9号事件及び昭和46年（不）第1号事件の、昭和51年（不）第2号事件の申立人は昭和45年（不）第11号事件の、昭和51年（不）第9号事件の申立人は昭和45年（不）第10号事件の救済申立ても行っているため、それぞれこれらの事件と併せて却下決定を發したので、決定書の内容は昭和45年（不）第9～11号併合事件を参照のこと。

決 定 書
(昭和51年(不)第7号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第7号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和51年2月25日に、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成14年9月18日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書
(昭和51年(不)第8号事件)

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和51年2月25日に、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成20年5月22日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

決 定 書
(昭和51年(不)第10号事件)

申立人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年(不)第10号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要

被申立人Yは、申立人X(以下「申立人」という。)が昭和49年4月11日及び同年5月23日にX1組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかったとして、申立人に対し、昭和50年2月27日に戒告の懲戒処分を行った。

申立人は、申立人が加入するX2組合の上部組織であるX3組合及びX1組合の正当な組合活動に参加したものであって、この処分は、正当な組合活動をしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであり、労働組合法第7条第1号に規定する不当労働行為に当たるとして、昭和51年2月25日に本件救済申立てを行った。

第2 当委員会における審査の経緯

昭和51年2月27日に調査を開始して以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査が開始されないままであった。

令和4年1月7日、当委員会は、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を申立人に書面で通知し、同月9日、同書面は申立人に送達された。

同月10日、申立人から当委員会の留守番電話に、本件救済申立てを行ったことはない旨等の連絡があったものの、その後、同月25日までに申立人からの回答はなかった。

第3 当委員会の判断及び法令上の根拠

以上の審査の経緯を踏まえると、申立人は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴

令和2年（不）第1号事件

R 2. 7. 17受付

R 3. 4. 12終結

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 団交の応諾
- 2 謝罪文の手交等
- 3 慰謝料の支払

申立人主張の要旨

申立人が、被申立人の提案を受け、とりあえず文書による主張の交換を行う旨を回答したが、その後、被申立人が申立人を介さず直接組合員に文書を送付したため、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求してきた。しかし、被申立人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否している。

このような被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、申立人同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、被申立人が運営しているB1病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、被申立人の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しない。

審査経過

令和2年9月14日 第1回調査
11月6日 第2回調査
12月13日 第1回審問
令和3年1月27日 第3回調査（結審）
3月29日 命令書決定（第532回公益委員会議）
4月12日 当事者命令書受領

命令書の内容は、次のとおりである。

命 令 書

申 立 人 X組合
 組合長 A 1

被申立人 Y法人
 理事長 B 1

上記当事者間の高労委令和2年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和3年3月29日、第532回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、本命令交付後速やかに、下記内容の文書を申立人に交付するとともに、同一内容の文書を、用紙の大きさはA4版（210×297ミリメートル）、文字のフォントは明朝体、文字サイズは12ポイント以上で記載の上、被申立人交流室内の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

X組合
組合長 A 1 様

Y法人
理事長 B 1

当法人は、令和元年11月12日に、高知県労働委員会から貴組合との団体交渉等に関する不当労働行為救済命令を受けましたが、そのような経緯があつたにもかかわらず、今回、貴組合からの令和2年6月1日から同年7月2日にかけての団体交渉の申入れに対して、当法人が書面の交換による方法に固執し、これに応じなかったことが、同委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。

当法人は、このことを真摯に受け止め、今後は、このような行為を繰り返さないようにします。

- 2 申立人のその余の申立ては、棄却する。

理 由

第1 事案の概要

令和2年4月28日、申立人X組合（以下「組合」という。）が、組合員であるA2（以下、組合加入前を含めて「A2組合員」という。）の原職復帰等に係る団体交渉を被申立人Y法人（以下「法人」という。）に申し入れたところ、法人は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、団体交渉の方法を「文書郵送による主張の交換」を含む三つの方法から選択するよう提案し、組合は、とりあえず、「文書郵送による主張の交換」を行う旨を回答した。

同月30日以降、組合と法人との間で文書のやり取りが行われたが、その間、法人が直接A2組合員に労働契約の変更等に係る催告書を送付するなどしたため、組合は、法人に対し、同年5月12日に抗議及び話合いの要求を行い、同年6月1日から同年7月2日にかけて対面方式（労使双方が直接会見して協議する方法をいう。以下同じ。）による団体交渉を複数回申し入れたが、法人は、「団体交渉も、密閉密集密接の状況に陥らない、文書による主張の交換を行うことが社会的責任であると考え」などとして、これに応じなかった。

組合は、上記の法人の対応は、労働組合法（以下「法」という。）第7条第2号に規定する不当労働行為に当たるとして、同月17日付けで本件救済申立てを行った。

第2 請求する救済の内容（要旨）

- 1 法人は、対面方式による団体交渉に応じること。
- 2 謝罪文の手交、掲示及び新聞広告欄への掲載
- 3 法人は、組合に慰謝料として100万円を支払うこと。

第3 当委員会が認定した事実

1 当事者

(1) 組合は、肩書地に事務所を置き、主として高知県に居住する労働者を対象とした個人加盟方式の労働組合であり、申立時点における組合員数は230名で、法人にはA2組合員以外に在籍していた者はいなかった。

(2) 法人は、肩書地において、B2科等を診療科目とするB3病院を運営する医療法人で、令和2年7月時点の従業員数は、常勤医師2名以下約60名であった。

なお、法人の理事長B1（以下「B1理事長」という。）は、B3病院の院長を兼ねている。

2 本件申立て前の労使関係

(1) A2組合員は、平成28年6月24日に法人に採用され、法人が運営するB3病院で准看護師として業務に従事していたところ、平成30年9月26日、B1理事長等から、医師等に対する言動を理由とする退職勧奨を受けたことから、同月27日に組合に加入した。

(2) 同日、組合は、法人に対し、A2組合員が組合に加入した旨を通知し、A2組合員に対する退職勧奨の撤回等を議題とする団体交渉を申し入れた。当該申入れを受けた法人は、A2組合員を看護補助者の業務に充てる方針を決定した。

(3) 同月29日以降、A2組合員を准看護師の業務に戻すこと等について、組合側は組合長A1（以下「A1組合長」という。）、組合顧問A3及びA2組合員が、法人側はB3病院の事務長B4が参加し、複数回団体交渉が実施されたが妥結に至らず、組合は、法人の団体交渉における対応が不誠実なものであるなどとして、同年11月28日付けで当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

(4) 当委員会は、上記(3)の不当労働行為救済申立てについて、令和元年11月22日付けで、法人に対し、団体交渉に誠意をもって応じること及び法人のA2組合員等に対する行為が法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められた旨の文書を組合に手交することを命じた。

なお、組合及び法人ともに再審査の申立て及び行政訴訟の提起を行わなかったため、当該命令は確定した。

3 本件申立てに至る経緯

(1) 以前から、A2組合員が日勤業務を欠勤し、夜勤業務のみに従事していたことから、令和2年4月24日、法人は、A2組合員に対し、勤務割表に従って夜勤業務だけでなく日勤業務にも出勤することを求める内容の催告書（以下「4・24催告書」という。）を送付した。

(2) 同月28日、組合は、「緊急の団体交渉申入れ」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の准看護師業務への復帰等を議題とする団体交渉を、同月30日にB3病院事務所において行うよう申し入れた。

(3) 同月28日、法人は、主に次の内容を記載した「緊急の団体交渉申入れについて（回答）」と題する書面を、組合にファクシミリで送付した。

ア 新型コロナウイルス感染症対策のため、B3病院の事務所では開催できない。

イ 以前団体交渉で利用したことのあるCの会議室も、新型コロナウイルス感染症の影響で貸出しが中止されている。

ウ 団体交渉のやり方を、いわゆる3密の状況を作らない次の三つの方法から選んでもらうことを提案する。

(ア) 組合のフェイスブックでのメッセージ交換

(イ) 電話会議

(ウ) 文書郵送による主張の交換

なお、本件審問において、B1理事長は、上記の提案（以下「4・28法人提案」という。）をした当時、B3病院のように、高齢であるとか、糖尿病等の合併症を持つ入院患者の比率の高い環境下においては、外部の人との接触による感染を防ぐ必要があった旨及び長時間にわたり、また、大声が出る可能性のある対面方式による団体交渉においては、十分な感染防止対策を行うことは不可能という認識であった旨供述した。

(4) 同日、組合は、「とりあえず」、「文書郵送による主張の交換」を行う旨を記載した書面（以下「4・28組合回答」という。）を、法人にファクシミリで送付した。

なお、本件審問において、B1理事長は、4・28組合回答における「とりあえず」の意味について、「変更があり得る」、また、「当面とか、一時的」と理解していた旨供述した。

(5) 同月30日、組合は、「団交文書を送る」旨を記載した送り状とともに、A2組合員の准看護師業務への復帰を求める旨等を記載した「団体交渉文書での要求と主張」と題する書面を、法人にファクシミリで送付した。

(6) 同年5月1日付けで、法人は、法人が問題としているA2組合員の言動についてA2組合員本人が否定する限りにおいて、准看護師業務への復帰はない旨等を記載した書面を組合に送付した。

(7) 同月8日付けで、法人は、A2組合員に対し、主に次の内容を記載した催告書（以

- 下「5・8催告書」という。)を送付した。
- ア 4・24催告書をもって出勤を求めたにもかかわらず、勤務割に従った日勤への出勤がなかったのは指示命令への違反であり、嚴重に注意する。
- イ 労働契約の内容を実態に合わせ、夜勤のみを行う非常勤看護補助者に改めることを提案するので、当該労働契約の変更についての諾否を同月15日までに回答するよう求める。
- (8) 同月12日付けで、組合は、主に次の内容を記載した「抗議と、話し合いの要求」と題する書面を法人に送付した。
- ア 双方の合意により「文書による団体交渉」が行われている最中に、A2組合員に一方向的に5・8催告書を送りつけた行為は、先に不当労働行為の救済命令を受けたにもかかわらず、再度不当労働行為を繰り返したものとして、強く抗議する。
- イ 労使の話し合いのルールに基づき団体交渉を行うことを要求する。
- なお、本件審問において、A1組合長は、当該書面を送付した意図について、曖昧な書き方になっているが、文書でやり取りすることについて、一旦承認したものを撤回したということである旨供述した。
- (9) 同月16日付けで、法人は、医療機関として新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでおり、団体交渉は、密閉・密集・密接の状況を起こさないよう文書による主張の交換により行う旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (10) 同月19日付けで、組合は、A2組合員の原職復帰を求めるとともに、それまでの間、A2組合員の全ての勤務を、日勤なしの夜間勤務にすることを求める旨、今回の問題は、労使の話し合いのルールに基づき団体交渉の中で解決するよう求める旨等を記載した「夜勤問題についての要求」と題する書面を法人に送付したところ、同月21日付けで、法人は、まずは、5・8催告書で提案した労働契約の変更についての諾否を回答するよう求める旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (11) 法人は、同月29日付けで、A2組合員に対し、4・24催告書をもって出勤を求めても出勤しなかったことから、A2組合員と法人との従来の労働契約は、同月31日をもって終了する旨、5・8催告書で提案した労働契約の変更についての回答を改めて求める旨等を記載した催告書を送付するとともに、同月30日付けで、組合に対し、A2組合員に同月29日付け催告書を送付した旨等を記載した通知文書を送付した。
- (12) 同年6月1日付けで、組合は、「抗議と、団体交渉の要求」と題する書面を法人に送付し、団体交渉継続中に一方的にA2組合員に対し労働契約の不存在を通告する文書を送付したことに強く抗議するとともに、団体交渉を同月3日に行うよう申し入れ、開催場所については、法人が設定するよう求めた。
- なお、本件審問及び陳述書において、A1組合長は、Cの職員から同館の会議室の貸出しが同年5月13日から再開されたことを確認していたため、これまで団体交渉はB3病院の事務所を指定していたが、法人から3密を回避したいとの意向もあったので、開催場所については、法人の方で設定するよう求めた旨供述した。一方、本件審問において、B1理事長は、4・28法人提案以降、Cの会議室の貸出しの再開状況を確認したことはなかった旨供述した。
- (13) 同年6月2日付けで、法人は、「文書による団体交渉」と題する書面を組合に送付し、A2組合員の労働条件の変更について回答するよう求めたが、当該書面には、上記(12)の団体交渉の申し入れに対する回答はなかった。

- (14) 同月3日付けで、組合は、「団体交渉申し入れ書」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の労働条件等を議題とする団体交渉を、同月9日にB3病院の事務所で行うか、又は法人が団体交渉の開催日時及び開催場所を指定するよう申し入れた。
- 当該書面には、「労働組合法には文書団体交渉なるものはない」とも記載されていた。
- (15) 同月6日付けで、法人は、「団体交渉文書」と題する書面を組合に送付したが、当該書面には、上記(14)の団体交渉の申入れに対する回答はなく、4・28組合回答により組合が選択した「文書による団体交渉」という方法を、組合自らが問題視し、法人が団体交渉で求めているA2組合員との労働契約の変更について回答しないのは、不誠実な態度である旨等が記載されていた。
- (16) 同月8日付けで、法人は、主に次の内容を記載した、上記(14)の団体交渉の申入れに対する回答書面を組合に送付した。
- ア 4・28組合回答以降、「文書による団体交渉」が継続している。
- イ 新型コロナウイルス感染症対策は、地域社会全体が持続的に取り組むべきもので、組合と法人との団体交渉も、密閉・密集・密接の状況に陥らない、文書による主張の交換により行うことが社会的責任であると考ええる。
- (17) 同月11日付けで、組合は、「団体交渉申し入れ書」と題する書面を法人に送付し、A2組合員の労働条件の変更等を議題とする団体交渉を、同月16日にB3病院内で行うよう申し入れた。
- 当該書面には、4・28法人提案は、いずれも法第7条の団体交渉にはならないが、未曾有の被害危機の中でやむを得ず暫定的措置として文書による主張の交換を行ってきた旨が記載されていた。
- (18) 同月15日付けで、法人は、法に限らず、既存のいかなる法令等にも新型コロナウイルス禍についての対応を含んだものはなく、組合との団体交渉も密閉・密集・密接の状況に陥らない、文書による主張の交換により行うことが社会的責任であると考える旨等を記載した、上記(17)の団体交渉の申入れに対する回答書面を組合に送付するとともに、A2組合員に対し、就業規則の規定に基づき同年7月20日付けで解雇する旨の解雇予告通知書を送付した。
- (19) 組合は、同年6月23日付けで、組合は暫定的措置として文書による主張の交換を了解したにもかかわらず、法人は文書のみで団体交渉文書等を送りつけているが、いずれも法に則る団体交渉ではない旨等を記載し、法人が団体交渉を行おうとしないことに厳重に抗議する抗議文を法人に送付するとともに、同日付けで、「団体交渉申し入れ書」と題する書面により、A2組合員の労働条件を議題とする団体交渉を、同月29日に参加者が2メートル離れて協議できるB3病院内の場所で行うよう申し入れ、組合側の参加者は3名であるとした。
- (20) 同月26日付けで、法人は、4・28組合回答以降、団体交渉は組合が選択した文書による主張の交換により行われている旨、医療機関を経営する当法人が3密の状況を作らない努力をすることは社会的責務である旨等を記載した書面を組合に送付した。
- (21) 同年7月2日付けで、組合は、文書による主張の交換は、法人からの提案を受け、組合としては暫定的処置として了承したものである旨等を記載した抗議文を法人に送付するとともに、同日付けで、「再々度団体交渉申し入れ書」と題する書面により、A2組合員の労働条件等を議題とする団体交渉を、同月7日にB3病院の会議室で行うよう申

し入れた。

(22) 同月4日付けで、法人は、新型コロナウイルス感染症対策として3密の状況を作らない対応をしている旨等を記載した書面を組合に送付した。

4 本件申立て後の経緯

(1) 令和2年7月20日、上記3の(18)の解雇予告通知書どおり、A2組合員は解雇された。

(2) 同年10月23日、A2組合員は、法人を相手方として、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認及び賃金等の支払を求めて、高知地方裁判所に労働審判を申し立てた。

(3) 同年12月23日、第1回審判期日において、法人はA2組合員に解決金を支払い、A2組合員はその余の申立てを放棄する旨の調停が成立した。

第4 当委員会の判断

本件における争点は、4・28法人提案に対する4・28組合回答以降、法人が、対面方式による団体交渉に応じていないことが、法第7条第2号の不当労働行為に該当するかである。

1 当事者の主張

(1) 組合の主張

ア 4・28法人提案を受け、組合としては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が出されていたこともあり、4・28組合回答により、とりあえず、文書による主張の交換を行う旨を回答したものであるが、法人が組合を介さずA2組合員に直接5・8催告書を送付してきたため、抗議するとともに、対面方式による団体交渉を求め、令和2年6月1日以降、開催日時及び開催場所を指定して複数回にわたって申し入れたが、法人は応じなかった。

イ 組合が、文書による主張の交換は団体交渉ではないと指摘して、直接会って話し合うことを要求しているにもかかわらず、法人は、「文書による団体交渉」は双方合意の上継続していると根拠もなく主張している。

ウ 同年5月には、緊急事態宣言が解除されたにもかかわらず、法人は、自らが提案した「文書による団体交渉」に固執し、意図的に新型コロナウイルス感染症対策を理由として対面方式による団体交渉を拒否しており、このような法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

(2) 法人の主張

ア 組合からの団体交渉の申入れに対し、新型コロナウイルス感染症対策のため、3密の状況を作らない方法を提案し、組合同意の上で文書による主張の交換を行ってきたものである。

イ 組合は、同月19日付けの「夜勤問題についての要求」と題する書面で、A2組合員の労働条件について具体的な要求を行っており、「文書による団体交渉」は、双方合意の上継続している。

ウ 新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックの状況と、B3病院と同様の日本国内のB2科病院での院内感染発生状況は、「文書による団体交渉」が許されるべき特段の事情に当たり、法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為には当たらず

ない。

2 当委員会の判断

- (1) 団体交渉がどのような方法で行われるべきかについて、法令上明文で定めたものはない。しかし、団体交渉においては、使用者には誠実交渉義務があると解されている。誠実交渉義務とは、使用者が、単に、組合の主張や要求を聴くだけでなく、組合の主張や要求に対し、回答や主張を行い、必要があれば論拠及び資料を示す等して、交渉し、誠実な対応を行い合意達成の可能性を模索する義務である。

このような誠実交渉義務を果たすためには、使用者が労働組合の代表者と会話し協議する過程が特に重要であることから、誠実交渉義務には、会話し協議する義務が内包されていると解される。

したがって、原則として団体交渉は対面方式によることが必要であり、例外的に、書面の交換による方法により団体交渉義務の履行があったといえる場合があるとしても、労使双方の合意がある場合又は対面方式によることが困難であるなど特段の事情がある場合に限られるというべきである。

以下、本件について検討する。

ア 労使双方の合意の有無について

まず、本件において、書面の交換による方法について労使双方の合意があったかについて検討する。

(ア) 上記第3の3の(4)のとおり、令和2年4月28日の時点においては、4・28法人提案に対する4・28組合回答により、組合と法人との間で、当面の間は、書面により主張の交換を行う旨の合意があったことが認められる。

(イ) しかしながら、組合は、上記第3の3の(8)のとおり、同年5月12日の時点で、「労使の話合いのルールに基づき団体交渉を行うことを法人に要求」しており、本件審問において、A1組合長は、同書面での要求は、文書でやり取りすることについて、一旦承認したものを撤回したということである旨供述している。

(ウ) その後、組合は、上記第3の3の(12)、(14)、(17)、(19)及び(21)のとおり、同年6月1日、同月3日、同月11日、同月23日及び同年7月2日の各日に、開催日時及び開催場所について具体的に言及した上で5回にわたって団体交渉を申し入れている。また、上記第3の3の(17)、(19)及び(21)のとおり、同年6月11日、同月23日及び同年7月2日付けの各書面においては、書面による主張の交換を了解したのは暫定的措置であった旨を繰り返し法人に対して主張している。

(エ) 上記第3の3の(8)の同年5月12日付け書面は、内容が曖昧であることから、この時点において、書面により主張の交換を行う旨の合意が撤回されたとまではいえないとしても、同年6月1日の時点においては、組合が開催日時及び開催場所に言及し、対面方式による団体交渉を申し入れていることが書面の文言から明白である以上、遅くとも同日には、組合は、書面により主張の交換を行う旨の合意を撤回したと認めるのが相当である。

(オ) この点について、法人は、上記1の(2)のイのとおり、「文書による団体交渉」は、双方合意の上継続していると主張するが、上記第3の3の(4)のとおり、B1理事長は、4・28組合回答における「とりあえず」の意味について、「変更があり得る」、また、「当面とか、一時的」と理解していた旨供述していることから

すると、法人自ら合意が暫定的なものであると認識していたことが認められるのであって、上記(イ)から(エ)までの事実も併せ考慮すると、法人の主張は採用できない。

(カ) 上記(ア)から(オ)までのとおり、書面の交換による方法についての合意は、遅くとも同日には撤回されたと認めるのが相当である。

イ 対面方式によることが困難であるなどの特段の事情について

次に、本件において、対面方式によることが困難であるなどの特段の事情があったかについて検討する。

(ア) 組合から法人に対して団体交渉の申入れが行われた同年4月28日時点においても、また、現在においてもなお、新型コロナウイルス感染症が終息しない状態が続いている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り、対面方式による団体交渉を行うことが一律に困難であると認めることは相当ではない。つまり、上記のとおり、誠実交渉義務を果たすためには、対面方式による団体交渉を行うことが重要であることに鑑みれば、一律に対面方式を困難なものとするのは相当でなく、その時点における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と照らし合わせ、かかる状況下で、感染予防対策を行ってもなお団体交渉を行うことが困難であるか、具体的事情を考慮して、特段の事情の有無を判断することが必要である。

以上を前提に、本件における特段の事情の有無について検討する。

(イ) 上記第3の3の(3)のとおり、法人が運営するB3病院のように高齢の入院患者や基礎疾患のある入院患者が多い環境においては、外部からの感染を防止する必要性が高いこと、4・28法人提案の時点では、全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出されていたことなどを考慮すると、B2科病棟を有する病院を運営する法人において、新型コロナウイルス感染症対策に特に慎重な対応が必要であったことは理解できるところであり、4・28法人提案もやむを得ないものであったと認められる。

(ウ) しかしながら、緊急事態宣言は、同年5月14日には本県を含む39県で、同月25日には全都道府県で解除されたほか、いわゆる「新しい生活様式」の実践例が示され、法人が懸念する3密についても、人との間隔はできるだけ2メートル空ける、会話をする際は可能な限り真正面を避ける、対面での打合せは換気し、マスクを着用するといった新型コロナウイルス感染症に感染するリスク（以下「感染リスク」という。）を低減させる具体的な方法等も周知されるようになるなど、4・28法人提案の時点と組合が対面方式による団体交渉を申し入れた同年6月1日以降とは、状況が大きく異なっている。

(エ) 上記第3の3の(12)のとおり、同日付けで、組合は、同月3日に団体交渉を行うよう申し入れ、開催場所については、法人が設定するよう求めているが、この点について、A1組合長は、以前法人と団体交渉を行った実績があるCの会議室の貸出しが同年5月13日から再開されたことを確認していたため、3密を回避したいという法人の意向を考慮し、開催場所については、法人の方で設定するよう求めたものである旨供述している。

一方、法人は、上記第3の3の(3)のとおり、4・28法人提案において、新型コロナウイルス感染症の影響でCの会議室の貸出しが中止されているとした上で、団体交渉について三つの方法から選ぶよう提案したにもかかわらず、上記第3の3の

(12)のとおり、当該提案以降、Cの会議室の貸出しの再開状況を確認したことはなかったというのである。

法人が、感染リスクを考慮し、病院内の会議室等で団体交渉を行うことを避けたいというのであれば、病院外の施設で行うことも可能であると考えられるが、上記のとおり、法人は、かかる対処方法を検討することなく、対面方式による団体交渉に応じない姿勢を続けた。

(オ) また、上記第3の3の(19)のとおり、同年6月23日付けで、組合は、参加者が2メートル離れて協議できるB3病院内の場所で団体交渉を行うよう申し入れている。

上記第3の2の(3)のとおり、組合と法人間の団体交渉の参加者は、従来から、組合側は3名、法人側は1名の合計4名と少数であり、同日の申入れにおいても、組合側の参加者は3名であることが明記されている。

このように参加者が少数であれば、室内の換気を十分に行い、参加者全員がサージカルマスクなどを着用し、各参加者の間隔を十分に確保した上で、パーティション等を設置するなどの対策をとることにより、感染リスクを低減しつつ対面方式による団体交渉を行うことも可能であると考えられるが、法人は、このような方法を検討することなく、対面方式による団体交渉に応じない姿勢を続けた。

(カ) 上記(ウ)から(オ)までのとおり、緊急事態宣言が解除された後、本県においては、その開催場所や開催方法によっては、対面方式による団体交渉が可能な状況であったというべきであり、組合により書面の交換による方法についての合意が撤回されたと認められる同月1日以降も、法人が、感染リスクを低減させる方法を何ら検討することなく対面方式による団体交渉を拒否し続けていることからすると、本件においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行ってもなお団体交渉を行うことが困難であったとは認められず、特段の事情があったとはいえない。

ウ 小括

上記ア及びイのとおりであり、本件は、少なくとも同日の団体交渉の申入れ以降は、書面の交換による方法が許される場合には該当しない。

(2) 以上のとおりであり、同日から同年7月2日にわたる組合からの対面方式による団体交渉の申入れに応じなかった法人の対応は、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

3 救済の方法について

(1) 組合は、対面方式による団体交渉の応諾を求めるが、上記第3の4の(3)のとおり、本件申立て後、労働審判において調停が成立したことにより、A2組合員の雇用に関する問題について団体交渉を行う必要性はなくなったものと認められることから、主文をもって足りると考える。

(2) 組合は、謝罪文の新聞広告欄への掲載及び慰謝料の支払を求めるが、主文をもって足りると考える。

第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和3年3月29日

高知県労働委員会
会長 下元 敏晴